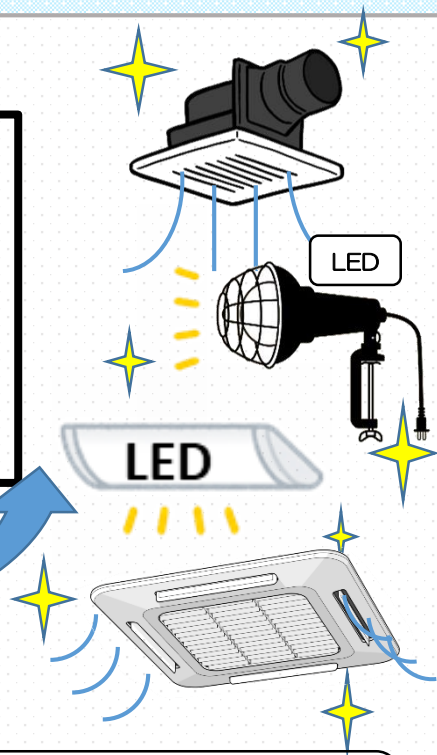
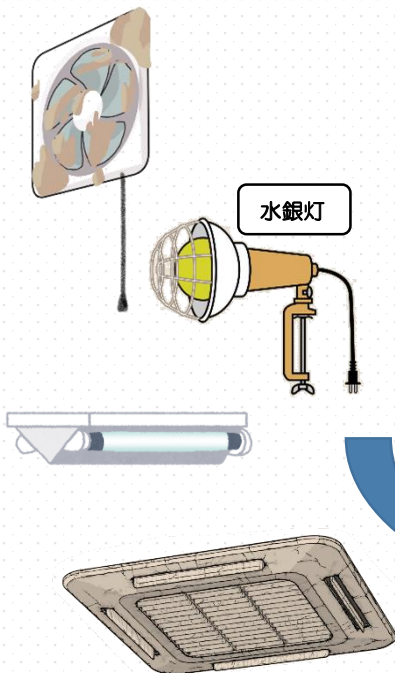


# 事業所の省エネ設備導入支援事業

**省エネ設備の  
更新費用を  
補助します**



事業所の省エネ設備の導入を推進するため、  
省エネ効果の高い機器や設備を導入する際の経費の一部を助成します



**更新する機器費の一部を補助！（上限あり）**



**省エネ効果の高い設備に更新することで  
日々の電気代がお得に！**



**この機会にぜひ設備の更新をご検討ください！**

申請の条件や方法は裏面をご覧ください。

## 補助額

**更新する機器費の1/3を補助  
（1事業所当たり100万円を上限）**

※補助枠を上回る申請があった場合、補助額を調整します。  
※算出した額に千円未満の端数が生じた場合これを切り捨てます。

## 受付期間

前期	令和5年 7/14(金) ~	令和5年 8/15(火)
後期	令和5年 9/ 1(金) ~	令和5年 9/29(金)

※前期終了時に予算の残額がある場合実施します。

[お問い合わせ]  
福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金交付事務局  
(株式会社 アーストーンコンサルティング 内)  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目6-15オクターブ博多駅前ビル3階

TEL (092) 292 - 1719  
FAX (092) 292 - 1702  
MAIL c-fukuoka@earth-tone.jp



## 補助対象者

中小企業法に規定する中小企業者であって、福岡市内に事業所等を所有し事業活動を行っている者で、以下の条件をすべて満たす者。

年間のエネルギー消費量が原油換算で、原則1,500kl未満の事業者であって福岡市内に事業所等を所有し事業活動を行っている者で、以下の条件をすべて満たす者。

- 1 福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び滞納金等）に滞納がないこと。
- 2 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- 3 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていない事業者へ設置工事を発注していること。
- 4 申請者（役員も含む）が暴力団員でないこと。  
また、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- 5 補助金交付申請時までには事業所の電力契約が再エネ電気100%の電力メニューで契約締結されていること。または、補助金交付申請時までには事業所が、申請時の前年度の1年間（4月～3月）の電力使用量に相当する再エネ電力証書を購入していること。
- 6 申請する補助対象設備に関して、国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。

※1年間のエネルギー使用量が1,500klの事業所とは、年間の電気使用量では約600万kWh程度使用している事業所です。施設の規模では以下の表に示す規模が目安です。

施設の種別	施設の規模
小売店舗	延床面積 約3万㎡
ホテル	客室数 300室～400室
病院	病床数 500床～600床

## 補助対象設備

**LED照明器具（同時に導入する調光制御設備を含む）**

**高効率空調設備（高機能換気設備を含む）**を対象とし、以下の要件をすべて満たすこと。

- 対象設備は福岡市内の事業所に設置すること。  
また、対象設備の設置工事は福岡市内の事業者へ発注すること。
  - 既存設備に替えて導入することとし、その設備は未使用品であること。  
また、導入設備は既存設備の容量、能力などを上回ってよいが導入前より省エネが図られていること。
  - 各補助対象設備の補助要件を満たすこと。
- ※各補助対象設備の補助要件に関しては、市ホームページをご覧ください。

## 申請方法・申請期間

## 申請方法

申請書に書類を添えて電子メールまたは郵送で申請してください。

(E-mail: c-fukuoka@earth-tone.jp)

## 補助金交付対象申請（補助対象設備の工事着手前）

## ■申請期間

前期：令和5年7月14日（金）～令和5年8月15日（火）

後期：令和5年9月1日（金）～令和5年9月29日（金）

- 申請期間終了日（前期：令和5年8月15日（火））（後期：令和5年9月29日（金））までに、電子メール又は郵送により不備・不足のない状態で補助金交付対象申請書及び必要書類を提出してください。（郵送の場合は必着・持参不可）

※補助金交付対象決定を受ける前に、補助対象設備の設置工事に着手している場合は**補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。**

## 補助金交付申請（補助対象設備の工事完了後）

- 補助対象設備の設置が完了した日から起算して60日（土日祝日の場合は、前営業日）又は令和6年2月29日（木）のいずれか早い日までに、電子メール又は郵送により不備・不足のない状態で補助金交付申請書及び必要書類を提出してください。（郵送の場合は必着・持参不可）

※期限内に書類の提出がなければ、原則、補助金の交付はできません。

申請書の様式は市ホームページでダウンロードできます。

申請の手引きや要綱等も掲載しておりますのでご確認ください。

